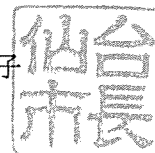


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 8 年 5 月 28 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 NTTアノードエナジー株式会社
東日本事業本部 東北支店 支店長 段代 昇
住所 仙台市若林区五橋 3-2-1 NTT五橋第 2 ビル 8 階
名称 延寿埋立処分場太陽光発電設備導入等事業（PPA 事業）
種別 区画形質の変更、工作物の新築
目的 埋立処分場の跡地（遊休地）を活用し、太陽光発電設備を設置するため。
内容 延寿埋立処分場内に太陽光発電施設を設置する。造成計画なし。
事業区域（登記上は山林。太陽光パネル設置範囲は埋立跡地および焼却施設跡地で平地となっている未利用地。）面積 9,940.1m²の土地において、太陽光パネル（設置面積約 6,408.7m²（受変電施設用地含む）、高さ約 1.5～2.3m）を設置し、太陽用発電事業の用に供する。
位置 仙台市泉区福岡字延寿 1-6 の一部、1-13 の一部、1-14 の一部、1-15 の一部、1-16 の一部、1-17 の一部
面積 9,940.1 m²

2 意見の内容

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。